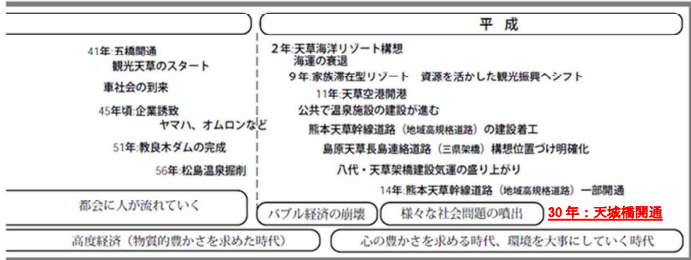
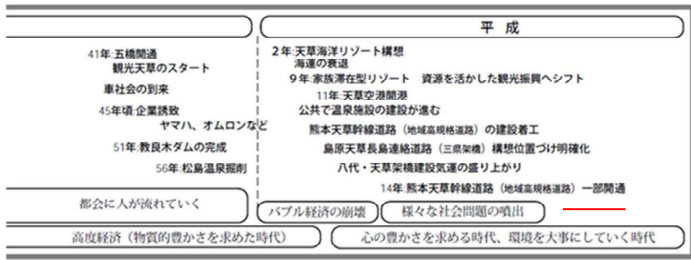
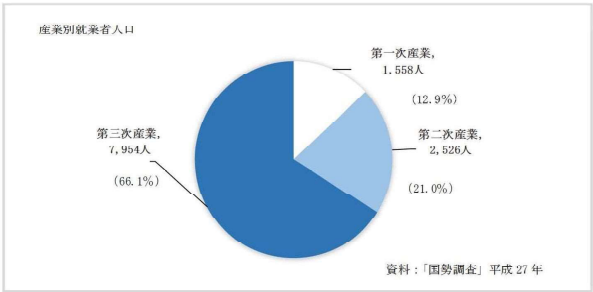


【計画変更に係る新旧対照表】

下線部分が変更箇所になります。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
0	表紙	平成 15 年 3 月 天草上島 4 町合併協議会 (大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町) 平成 26 年 3 月変更 上天草市 平成 31 年 3 月変更 上天草市	平成 15 年 3 月 天草上島 4 町合併協議会 (大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町) 平成 26 年 3 月変更 上天草市	変更時期を記載する必要があるため追加。
1	目次	(略) 4. まちづくり（新市建設）の基本方針 _____ 18 (略) 5. 新市の施策体系 _____ 26 (略) 6. 新市における熊本県事業の推進 _____ 76 7. 公共的施設の適正配置と整備 _____ 78 (1) 公共的施設の整備方針 8. 財政計画 _____ 80 (略)	(略) 4. まちづくり（新市建設）の基本方針 _____ 16 (略) 5. 新市の施策体系 _____ 24 (略) 6. 新市における熊本県事業の推進 _____ 74 7. 公共的施設の適正配置と整備 _____ 76 (1) 公共的施設の整備方針 8. 財政計画 _____ 78 (略)	表記ページの変更。
2	1. 序論	計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成 16 年度から 平成 35 年度 までの 20 カ年 に係るものとします。	計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成 16 年度から 平成 30 年度 までの 15 カ年 に係るものとします。	熊本地震等を教訓とした防災面の見直しや、合併後、未実施の事業、さらに今後行う新規事業に、引き続き合併特例債を活用するために、新市まちづくり計画（新市建設計画）を、これまでの 15 カ年から 5 年間延長して 20 カ年とする。
11	3. 新市の概況	(2) 歴史 (略) 平成 11 年に天草空港が開港、さらに平成 14 年に熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部開通し、 平成 30 年には天城橋が開通したことで 、広域交通の利便性が向上しています。 	(2) 歴史 (略) 平成 11 年に天草空港が開港、さらに平成 14 年に熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部開通し、 _____ 広域交通の利便性が向上しています。 	平成 30 年に開通した天城橋を追記するもの。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由																																																												
13	3. 新市の概況	○平成27年の状況 <u>平成27年の国勢調査による 4 町の総人口は27,006人で、昭和35年の 51,439人に比べ約24,000人減少しており、このまま減少すれば、平成37 年は約21,000人になると予測されます*。</u> <u>年齢三階層別に見ると、年少人口（0～14歳）が2,993人（11.1%）、 生産年齢人口（15～64歳）が13,849人（51.3%）、老年人口（65歳～）が 10,127人（37.5%）、その他37人（0.1%）という構成となっています。</u> <u>平成12年と比較しても、年少人口と生産年齢人口の減少が進む一方、老 年人口は増加しており、少子高齢化が顕著になっています。</u> 人口と世帯数の推移 <table><tr><th>年</th><th>人口 (人)</th><th>世帯 (世帯)</th></tr><tr><td>S35</td><td>51,439</td><td>10,164</td></tr><tr><td>S40</td><td>47,914</td><td>10,271</td></tr><tr><td>S45</td><td>45,135</td><td>10,322</td></tr><tr><td>S50</td><td>41,641</td><td>10,643</td></tr><tr><td>S55</td><td>39,900</td><td>11,020</td></tr><tr><td>S60</td><td>38,318</td><td>11,397</td></tr><tr><td>H2</td><td>36,067</td><td>11,601</td></tr><tr><td>H7</td><td>35,314</td><td>11,589</td></tr><tr><td>H12</td><td>32,502</td><td>11,602</td></tr><tr><td>H17</td><td>29,903</td><td>11,432</td></tr><tr><td>H22</td><td>27,006</td><td>10,994</td></tr><tr><td>H27</td><td>27,006</td><td>10,477</td></tr><tr><td>H32</td><td>24,188</td><td></td></tr><tr><td>H37</td><td>21,451</td><td></td></tr></table> 資料：『国勢調査』平成27年 年齢階層別人口 <table><tr><th>年齢階層</th><th>人口 (人)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>年少人口 (0～14歳)</td><td>2,993</td><td>11.1%</td></tr><tr><td>生産年齢人口 (15～64歳)</td><td>13,849</td><td>51.3%</td></tr><tr><td>老年人口 (65歳～)</td><td>10,127</td><td>37.5%</td></tr><tr><td>その他</td><td>37</td><td>0.1%</td></tr></table> 資料：『国勢調査』平成27年	年	人口 (人)	世帯 (世帯)	S35	51,439	10,164	S40	47,914	10,271	S45	45,135	10,322	S50	41,641	10,643	S55	39,900	11,020	S60	38,318	11,397	H2	36,067	11,601	H7	35,314	11,589	H12	32,502	11,602	H17	29,903	11,432	H22	27,006	10,994	H27	27,006	10,477	H32	24,188		H37	21,451		年齢階層	人口 (人)	割合 (%)	年少人口 (0～14歳)	2,993	11.1%	生産年齢人口 (15～64歳)	13,849	51.3%	老年人口 (65歳～)	10,127	37.5%	その他	37	0.1%	新規（追加）	新たな事業を追加実施するための基礎資料として、人口のデータを更新する必要があるため。
年	人口 (人)	世帯 (世帯)																																																														
S35	51,439	10,164																																																														
S40	47,914	10,271																																																														
S45	45,135	10,322																																																														
S50	41,641	10,643																																																														
S55	39,900	11,020																																																														
S60	38,318	11,397																																																														
H2	36,067	11,601																																																														
H7	35,314	11,589																																																														
H12	32,502	11,602																																																														
H17	29,903	11,432																																																														
H22	27,006	10,994																																																														
H27	27,006	10,477																																																														
H32	24,188																																																															
H37	21,451																																																															
年齢階層	人口 (人)	割合 (%)																																																														
年少人口 (0～14歳)	2,993	11.1%																																																														
生産年齢人口 (15～64歳)	13,849	51.3%																																																														
老年人口 (65歳～)	10,127	37.5%																																																														
その他	37	0.1%																																																														

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
14	3. 新市の概況	新市の産業構造 （略） ○平成27年の状況 <u>産業別就業者人口は、第一次産業就業者1,558人（12.9%）、第二次産業就業者2,526人（21.0%）、第三次産業就業者7,954人（66.1%）という産業構造になっています。</u> <u>平成12年からの15年間で、第一次産業就業者数が約3%減少、第二次産業就業者数が約6%減少し、第三次産業就業者数が約9%の増加となっており、観光関連のサービス業を主とした第三次産業就業者数の増加傾向が伺えます。</u>  産業別就業者人口 第一次産業、 1,558人 (12.9%) 第二次産業、 2,526人 (21.0%) 第三次産業、 7,954人 (66.1%) 資料：「国勢調査」平成27年	新市の産業構造 （略） 新規（追加）	新たな事業を追加実施するための基礎資料として、産業のデータを更新する必要があるため。
16	3. 新市の概況	○熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略 <u>平成27年10月策定の「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、天草地域について以下のように述べられています。</u> ●幹線道路ネットワーク等の整備 <u>国道57号の渋滞解消のための4車線化や、「90分構想」の実現に向けた熊本天草幹線道路の早期整備に取り組みます。</u> ●地域資源を活用した交流拡大 <u>天草地域における他地域と連携した観光振興の取組や、ジオパークなどの独自の資源を活かした交流促進の取組みをはじめとした、地域が一体となり地域特性を最大限に活かした交流拡大の取組みを支援します。</u>  熊本県の高規格幹線道路の現状	新規（追加）	新たな事業を追加実施するための基礎資料として、市の位置づけを明確にする必要があるため。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由								
16	3. 新市の概況	〇熊本地震を踏まえた地域ビジョン 平成30年6月策定の「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」に係る熊本地震の影響の検証～「県内各地域の将来像」の実現に向けて～では、天草・宇土半島地域について以下のように述べられています。 ●将来像 地域特有の景観、自然、歴史・文化などの地域資源を生かし、宇土半島から天草までが一体となった、更には島原半島や長崎市、鹿児島県の出水地域と連携した広域的な観光が展開され、交流人口が増加しています。 また、農林水産業における企業参入等による6次産業化や、つくり育てる漁業の推進等による水産業の振興、天草オリジナルブランドの発信などにより、経済が活性化しています。 ●主な取組みの方向性 ・地域の特性を生かした観光の振興 ・6次産業化等による農林水産業の振興 ・天草オリジナルブランドの育成と発信 ・世界文化遺産等を活用した滞在型観光の推進 ・地場産品の販路拡大、起業・事業拡大等の支援	新規（追加）	新たな事業を追加実施するための基礎資料として、市の位置づけを明確にする必要があるため。								
19	4. まちづくり（新市建設）の基本方針	●将来目標人口 地域活性化の効果を発揮していくこととし、目標年次の平成35年には人口25,000人の人口規模を目指します。 （新市の人口は、平成35年には22,534人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』による推計）	●将来目標人口 地域活性化の効果を発揮していくこととし、目標年次の平成30年には人口30,000人の人口規模を目指します。 （新市の人口は、平成30年には28,000人まで減少すると推計されています（平成20年～25年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計）	計画期間を5年間延長することで、将来目標人口も変更する必要があるため変更する。なお、目標人口25,000人としているのは、平成35年には22,534人まで減少すると推計されているが、移住定住施策等による人口減少緩和を見込み設定した。								
20	4. まちづくり（新市建設）の基本方針	1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦 生活全般に関わるユニバーサルデザインの考え方をもとに、身近な生活の基盤を整える方策に取組みます。 そのためにも、安全快適な暮らしの上で、4町の人々の新たなつながりを創り出す交流連携を推進し、さらに対外的に広域の人々との交流を促進させていきます。 <u>あわせて、すべての市民が安全で心豊かに暮らせるよう基本的人権を尊重する社会を目指し、人権問題の解決に向けた取り組みを行います。</u> （略）	1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦 生活全般に関わるユニバーサルデザインの考え方をもとに、身近な生活の基盤を整える方策に取組みます。 そのためにも、安全快適な暮らしの上で、4町の人々の新たなつながりを創り出す交流連携を推進し、さらに対外的に広域の人々との交流を促進させていきます。 _____ （略）	住民にとって安全・安心なまちづくりには、人としての尊厳が守られる取組みも重要な要素となるため、追記するもの。								
21	4. まちづくり（新市建設）の基本方針	<table><tr><td>1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。</td><td>（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障がい者</u>・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）</td></tr></table> （略） <table><tr><td>3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。</td><td>1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. <u>行財政運営の効率化</u></td></tr></table>	1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。	（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障がい者</u> ・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）	3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。	1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. <u>行財政運営の効率化</u>	<table><tr><td>1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。</td><td>（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障害者</u>・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）</td></tr></table> （略） <table><tr><td>3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。</td><td>1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. 行財政運営の効率化 4. <u>財政運営の効率化</u></td></tr></table>	1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。	（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障害者</u> ・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）	3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。	1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. 行財政運営の効率化 4. <u>財政運営の効率化</u>	障害の表記については法令、条例、規則や固有名詞等を除き、障がい表記としているため。 事務経費の支出削減は、行政サービスの効率化や事務事業の見直し等行政運営の効率化によるところが大きいと、行政運営の効率化及び財政運営の効率化を一つの項目とした。
1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。	（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障がい者</u> ・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）											
3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。	1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. <u>行財政運営の効率化</u>											
1－3. 人材活用による福祉の充実 福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。 とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切に した地域福祉の充実を促進していきます。	（略） 3. 高齢者福祉の向上 4. <u>障害者</u> ・児福祉の向上 5. 母子・父子福祉の向上 （略）											
3－4. 行財政の新しい仕組みづくり 合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。	1. 住民参加活動の推進 2. 広報・広聴活動と情報公開の推進 3. 行財政運営の効率化 4. <u>財政運営の効率化</u>											

頁	項目名	変更案（新）				変更前（旧）				変更理由															
22	4.まちづくり（新市建設）の基本方針	(3) 基本方針その2. 重点プロジェクト（略） <table><tr><td rowspan="2">生きがいある働き場づくりへの挑戦</td><td>今ある産業を元気にするために・・・</td><td>新しい産業をつくりだすために・・・</td><td>外から産業を呼び込むために・・・</td></tr><tr><td> プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想</td><td> プロジェクト5 産業開発創造構想</td><td> プロジェクト6 地場の特性を活かした企業<u>立地</u>構想</td></tr></table> (略)				生きがいある働き場づくりへの挑戦	今ある産業を元気にするために・・・	新しい産業をつくりだすために・・・	外から産業を呼び込むために・・・	プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	プロジェクト5 産業開発創造構想	プロジェクト6 地場の特性を活かした企業 <u>立地</u> 構想	(3) 基本方針その2. 重点プロジェクト（略） <table><tr><td rowspan="2">生きがいある働き場づくりへの挑戦</td><td>今ある産業を元気にするために・・・</td><td>新しい産業をつくりだすために・・・</td><td>外から産業を呼び込むために・・・</td></tr><tr><td> プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想</td><td> プロジェクト5 産業開発創造構想</td><td> プロジェクト6 地場の特性を活かした企業<u>誘致</u>構想</td></tr></table> (略)				生きがいある働き場づくりへの挑戦	今ある産業を元気にするために・・・	新しい産業をつくりだすために・・・	外から産業を呼び込むために・・・	プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	プロジェクト5 産業開発創造構想	プロジェクト6 地場の特性を活かした企業 <u>誘致</u> 構想	現状を踏まえた事業実施を行うための変更。	
生きがいある働き場づくりへの挑戦	今ある産業を元気にするために・・・	新しい産業をつくりだすために・・・	外から産業を呼び込むために・・・																						
	プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	プロジェクト5 産業開発創造構想	プロジェクト6 地場の特性を活かした企業 <u>立地</u> 構想																						
生きがいある働き場づくりへの挑戦	今ある産業を元気にするために・・・	新しい産業をつくりだすために・・・	外から産業を呼び込むために・・・																						
	プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	プロジェクト5 産業開発創造構想	プロジェクト6 地場の特性を活かした企業 <u>誘致</u> 構想																						
23	4.まちづくり（新市建設）の基本方針	(略) ○プロジェクト4：第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想 ・計画中の各種観光振興計画の実現、第一次産業の振興とからめた体験型観光（ブルーズーリズムなど）、城内観光ルートの整備などを図り観光客の満足度を高め、多くのリピーターを確保していきます。（入り込み客 23%増の 37 万人の増加を狙います） (略) ○プロジェクト6：地場の特性を活かした企業<u>立地</u>構想 ・国や県、企業、大学と連携し、二つの海の結節点である特性等を活かした新たな企業<u>立地</u>を促進します。<u>食品加工関連</u>、リゾートオフィス、研究開発企業などが考えられます。 (略)				(略) ○プロジェクト4：第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想 ・計画中の各種観光振興計画の実現、第一次産業の振興とからめた体験型観光（ブルーズーリズムなど）、城内観光ルートの整備などを図り観光客の満足度を高め、多くのリピーターを確保していきます。（入り込み客 20%増の 28 万人の増加を狙います） (略) ○プロジェクト6：地場の特性を活かした企業<u>誘致</u>構想 ・国や県、企業、大学と連携し、二つの海の結節点である特性等を活かした新たな企業<u>誘致</u>を促進します。<u>リサイクル産業</u>、リゾートオフィス、研究開発企業などが考えられます。 (略)				時点修正するもの。 （平成25年度当時の入り込み客数137万人、現在の入り込み客数163万人） 現状を踏まえた事業実施を行うための変更。															
28	5.新市の施策体系	1－2. 各種連携での保健・医療の充実 (略) ●保健予防の推進 各種保健・健診・検診事業の充実を進めるとともに、専門的な保健師の育成・人材確保など、健康相談の充実や健康づくり意識の向上を図ります。 また、福祉部門との連携によって、生まれる前から高齢に至るまでの健康管理システムの確立を目指す <u>すとともに、健康増進施設の整備を進め</u> ます。 (略)				1－2. 各種連携での保健・医療の充実 (略) ●保健予防の推進 各種保健・健診・検診事業の充実を進めるとともに、専門的な保健師の育成・人材確保など、健康相談の充実や健康づくり意識の向上を図ります。 また、福祉部門との連携によって、生まれる前から高齢に至るまでの健康管理システムの確立を目指す <u>します</u> 。 (略)				平成28年度から、スバ・タラソ天草の所管が、市民の健康増進施策を推進させるため健康づくり推進課となり、施設の将来構想検討最終報告書でも、「市民の健康意識を踏まえ、健康増進施設としての位置づけを明確にし、健康づくりの拠点としての機能を強化する」と記載されたため。															
29	5.新市の施策体系	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th><th>概算事業費 うち（ ）特別会計</th></tr><tr><td rowspan="2">1.健康づくり事業の推進</td><td>健康づくり事業の推進</td><td>(略)</td><td>312</td></tr><tr><td>健康管理増進施設の充実</td><td>・健康管理情報システム整備 ・<u>健康増進施設の整備</u></td><td><u>(30)</u></td></tr></table> (略)	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	1.健康づくり事業の推進	健康づくり事業の推進	(略)	312	健康管理増進施設の充実	・健康管理情報システム整備 ・ <u>健康増進施設の整備</u>	<u>(30)</u>	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th><th>概算事業費 うち（ ）特別会計</th></tr><tr><td rowspan="2">1.健康づくり事業の推進</td><td>健康づくり事業の推進</td><td>(略)</td><td>312</td></tr><tr><td>健康管理増進施設の充実</td><td>・健康管理情報システム整備</td><td><u> </u></td></tr></table>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	1.健康づくり事業の推進	健康づくり事業の推進	(略)	312	健康管理増進施設の充実	・健康管理情報システム整備	<u> </u>
施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計																						
1.健康づくり事業の推進	健康づくり事業の推進	(略)	312																						
	健康管理増進施設の充実	・健康管理情報システム整備 ・ <u>健康増進施設の整備</u>	<u>(30)</u>																						
施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計																						
1.健康づくり事業の推進	健康づくり事業の推進	(略)	312																						
	健康管理増進施設の充実	・健康管理情報システム整備	<u> </u>																						

頁	項目名	変更案（新）				変更前（旧）				変更理由																								
31	5. 新市の 施策体系	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th colspan="2">主要事業・内容</th></tr><tr><td>1. 地域福祉 の向上</td><td>地域で支え あう仕組み の充実</td><td colspan="2">・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備 <u>・包括的支援体制の整備</u></td></tr><tr><td>2. 児童福祉 の向上</td><td>保育事業の 推進</td><td colspan="2">・NPO法人等と連携した<u>放課後児童クラブ等の整備</u>と充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備</td></tr></table> （略）				施策小項目	施策区分	主要事業・内容		1. 地域福祉 の向上	地域で支え あう仕組み の充実	・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備 <u>・包括的支援体制の整備</u>		2. 児童福祉 の向上	保育事業の 推進	・NPO法人等と連携した <u>放課後児童クラブ等の整備</u> と充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備		<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th colspan="2">主要事業・内容</th></tr><tr><td>1. 地域福祉 の向上</td><td>地域で支え あう仕組み の充実</td><td colspan="2">・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備</td></tr><tr><td>2. 児童福祉 の向上</td><td>保育事業の 推進</td><td colspan="2">・NPO法人等と連携した<u>学童保育</u>の充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備</td></tr></table> （略）				施策小項目	施策区分	主要事業・内容		1. 地域福祉 の向上	地域で支え あう仕組み の充実	・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備		2. 児童福祉 の向上	保育事業の 推進	・NPO法人等と連携した <u>学童保育</u> の充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備		包括的支援体制の整備については、平成29年の社会福祉法の改正により、取り組んでいく必要があるため、追記するもの。 放課後児童クラブ等については、現在の呼び方に変更するもの。また整備も行っていることから、追記するもの。
		施策小項目	施策区分	主要事業・内容																														
1. 地域福祉 の向上	地域で支え あう仕組み の充実	・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備 <u>・包括的支援体制の整備</u>																																
2. 児童福祉 の向上	保育事業の 推進	・NPO法人等と連携した <u>放課後児童クラブ等の整備</u> と充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備																																
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																																
1. 地域福祉 の向上	地域で支え あう仕組み の充実	・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備																																
2. 児童福祉 の向上	保育事業の 推進	・NPO法人等と連携した <u>学童保育</u> の充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備																																
32	5. 新市の 施策体系	1－3. 人材活用による福祉の充実 （略） ● <u>障がい者</u> ・児福祉の向上 地区まちづくりを進めるなかで <u>障がい者</u> ・児が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを市民との連携のなかで進めます。とくに、ユニバーサルデザインのための各種公共施設・公共空間の点検・改善に取組みます。 また、自立を様々な支援できる体制を、新市発足による施設・人材の有効活用によって進めます。 （略）				1－3. 人材活用による福祉の充実 （略） ● <u>障害者</u> ・児福祉の向上 地区まちづくりを進めるなかで <u>障害者</u> ・児が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを市民との連携のなかで進めます。とくに、ユニバーサルデザインのための各種公共施設・公共空間の点検・改善に取組みます。 また、自立を様々な支援できる体制を、新市発足による施設・人材の有効活用によって進めます。 （略）				障害の表記については法令、条例、規則や固有名称等を除き、障がい表記としているため。																								
		<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th><th>概算事業費 うち（ ）特別会計</th></tr><tr><td rowspan="4">4. <u>障がい者</u>・ 児福祉 の向上</td><td><u>障がい福祉事業</u>の推進</td><td>・<u>障がい者計画</u>の推進 ・<u>障がい福祉計画の推進</u> ・<u>障がい児福祉計画の推進</u></td><td rowspan="3">P31に 記載</td></tr><tr><td><u>事業所の開設</u>・運営</td><td>・<u>障害福祉サービス等の施設・職員体制充実等への支援</u></td></tr><tr><td><u> </u></td><td><u> </u></td></tr></table>				施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計		4. <u>障がい者</u> ・ 児福祉 の向上	<u>障がい福祉事業</u> の推進	・ <u>障がい者計画</u> の推進 ・ <u>障がい福祉計画の推進</u> ・ <u>障がい児福祉計画の推進</u>	P31に 記載	<u>事業所の開設</u> ・運営	・ <u>障害福祉サービス等の施設・職員体制充実等への支援</u>	<u> </u>	<u> </u>																
施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計																															
4. <u>障がい者</u> ・ 児福祉 の向上	<u>障がい福祉事業</u> の推進	・ <u>障がい者計画</u> の推進 ・ <u>障がい福祉計画の推進</u> ・ <u>障がい児福祉計画の推進</u>	P31に 記載																															
	<u>事業所の開設</u> ・運営	・ <u>障害福祉サービス等の施設・職員体制充実等への支援</u>																																
	<u> </u>	<u> </u>																																

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
34	5．新市の 施策体系	（略） ●地域情報の充実 超高速通信網の整備を進めることによって、各種ネットワークシステムの有効活用を促進します。 また、<u>公衆無線LAN環境の整備を進め、防災やICT教育等の各種分野での利活用を促進します。</u> <u>さらに、</u>市域内の人材や産物・各種施設等の地域情報を一元的に収集し、人材の結びつきを強化することで、電子自治体の構築を図り、市民の各種ニーズへの対応、さらに地域資源の有効活用を進めるなど情報・人材を組み合わせ調整を行う仕組みを整えていきます。	（略） ●地域情報の充実 超高速通信網の整備を進めることによって、各種ネットワークシステムの有効活用を促進します。 また、<u> </u>	

頁	項目名	変更案（新）			変更前（旧）			変更理由																																								
37	5.新市の 施策体系	<table><tr><th colspan="2">施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td rowspan="4">1. 農林 水産業の 振興</td><td rowspan="2">農業の振興</td><td>農業基盤整備</td><td>・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備 ・農道、排水機場等の農業用施設の機能保全</td></tr><tr><td>農地の集積・集約化</td><td>・農地中間管理機構等による農地の集積・集約化の推進</td></tr><tr><td>林業の振興</td><td>林業基盤整備</td><td>・林道整備事業・林道機能保全 ・治山事業（保安林の維持等）</td></tr><tr><td>水産業の振興</td><td>水産業基盤整備</td><td>・沿岸漁場整備 ・漁港整備・漁港施設の機能保全</td></tr><tr><td></td><td>総合的振興</td><td>海岸整備</td><td>・農産品海産品の地元生産、地元消費推進 ・農地、漁港海岸堤防等老朽化対策</td></tr></table>			施策小項目		施策区分	主要事業・内容	1. 農林 水産業の 振興	農業の振興	農業基盤整備	・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備 ・ 農道、排水機場等の農業用施設の機能保全	農地の 集積・集約 化	・農地 中間管理機構 等による農地の 集積・集約 化の推進	林業の振興	林業基盤整備	・林道整備事業・ 林道機能保全 ・治山事業（保安林の維持等）	水産業の振興	水産業基盤整備	・沿岸漁場整備 ・漁港整備・ 漁港施設の機能保全		総合的振興	海岸整備	・農産品海産品の地元生産、地元消費推進 ・ 農地、漁港海岸堤防等老朽化対策	<table><tr><th colspan="2">施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td rowspan="4">1. 農林 水産業の 振興</td><td rowspan="2">農業の振興</td><td>農業基盤整備</td><td>・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備</td></tr><tr><td>農地流動化</td><td>・農地銀行等による農地流動化の推進</td></tr><tr><td>林業の振興</td><td>林業基盤整備</td><td>・林道整備事業 ・治山事業（保安林の維持等）</td></tr><tr><td>水産業の振興</td><td>水産業基盤整備</td><td>・沿岸漁場整備 ・漁港整備</td></tr><tr><td></td><td>総合的振興</td><td>海岸整備</td><td>・農産品海産品の地元生産、地元消費推進</td></tr></table>			施策小項目		施策区分	主要事業・内容	1. 農林 水産業の 振興	農業の振興	農業基盤整備	・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備	農地 流動 化	・農地 銀行 等による農地 流動 化の推進	林業の振興	林業基盤整備	・林道整備事業 ・治山事業（保安林の維持等）	水産業の振興	水産業基盤整備	・沿岸漁場整備 ・漁港整備		総合的振興	海岸整備	・農産品海産品の地元生産、地元消費推進	農業の効率化や省力化を図るために、担い手への農地の集積・集約は必要であり、平成 26 年度から農地中間管理機構による貸し手と借り手のマッチング事業が開始された。 今後、当市においても同事業等の活用を図っていく計画であることから、前回までの農地銀行の記載から本修正を行うもの。 合併前に整備していた農道、排水機場等の農業用施設、農地・漁港海岸保全施設等については補修等の時期を迎えている。 これらに係る改修等は合併による広域化が図られたことに伴い、当市の大きな負担となっている。 このような状況を踏まえ、これらの事業内容を新市まちづくり計画に位置付けることで、施策の実効性を高め、当市産業の根幹である一次産業の振興を図るとともに、市民生活の安心・安全に結び付けるため、変更するもの。
施策小項目		施策区分	主要事業・内容																																													
1. 農林 水産業の 振興	農業の振興	農業基盤整備	・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備 ・ 農道、排水機場等の農業用施設の機能保全																																													
		農地の 集積・集約 化	・農地 中間管理機構 等による農地の 集積・集約 化の推進																																													
	林業の振興	林業基盤整備	・林道整備事業・ 林道機能保全 ・治山事業（保安林の維持等）																																													
	水産業の振興	水産業基盤整備	・沿岸漁場整備 ・漁港整備・ 漁港施設の機能保全																																													
	総合的振興	海岸整備	・農産品海産品の地元生産、地元消費推進 ・ 農地、漁港海岸堤防等老朽化対策																																													
施策小項目		施策区分	主要事業・内容																																													
1. 農林 水産業の 振興	農業の振興	農業基盤整備	・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備																																													
		農地 流動 化	・農地 銀行 等による農地 流動 化の推進																																													
	林業の振興	林業基盤整備	・林道整備事業 ・治山事業（保安林の維持等）																																													
	水産業の振興	水産業基盤整備	・沿岸漁場整備 ・漁港整備																																													
	総合的振興	海岸整備	・農産品海産品の地元生産、地元消費推進																																													
38	5.新市の 施策体系	●工業の振興 既存事業所の活動を支援するとともに、技術や市場の動向をいち早くキャッチし、企業間の情報共有・連携を図るとともに、本市の一次産品を利用し、加工品の新規開発、販路開拓事業等起業化促進を行います。 ●商業の振興 基本的な取組みとして、商業地の安全性・快適性・利便性向上等の環境整備と、商業の活性化を進めます。 とくに、地域密着型の「安全安心な農林水産物の提供」と「顔の見える商業」が食品安全性を求められる社会状況や高齢社会のなかで必要とされており、その推進を図ります。 （略）			●工業の振興 既存事業所の活動を支援するとともに、環境再生が求められる有明海と八代海に面する地域特性を活かして、F R P リサイクルの技術開発とリサイクル産業など環境再生型産業等の新規企業誘致や地元からの起業化促進を行います。 ●商業の振興 基本的な取組みとして、商業地の安全性・快適性・利便性向上等の環境整備と、商業の活性化を進めます。 とくに、地域密着型の「安全安心な農林水産物の提供」と「顔の見える商業」が食品安全性が求められる社会状況や高齢社会のなかで必要とされており、その推進を図ります。 （略）			現状を踏まえた事業実施を行うっていくための変更。																																								

頁	項目名	変更案（新）				変更前（旧）				変更理由
39	5. 新市の 施策体系	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	現状を踏まえた事業実施を行 っていくための変更。 現在の観光客のニーズ及び旅 行形態の多様化、その他現状に合 わせ、修正を行うもの。 地域振興拠点の整備につい ては、本市の重要施策としての位置 づけを明確にするため、追記する もの。
		2. 工業の 振興	起業化促進	・ <u>本市の一次産品を利用した加工 品の新規開発、販路開拓事業等</u>	P 37に 記載	2. 工業の 振興	新規技術開発	・ <u>F R Pリサイクル技術などの研 究開発とリサイクル産業の育成</u>	P 35に 記載	
			企業立地の 促進	・ 海をはじめ地域全体の魅力・特 性を活かした企業立地 (リゾート型オフィス等)			企業誘致の 推進	・ 海をはじめ地域全体の魅力・特 性を活かした企業誘致 (リゾート型オフィス等)		
		3. 商業の 振興	商業の活性化	・ 中心市街地活性化計画策定 ・ 商工会等活動支援 ・ <u>経営安定化のための設備投資支援</u>		3. 商業の 振興	商業の活性化	・ 中心市街地活性化計画策定 ・ 商工会等活動支援 _____		
			海運業の振興	・ <u>担い手不足を解消する人材育成</u>			海運業の振興	・ <u>リサイクル関連産業等と関連づけた振興</u>		
		4. 観光・レ クリエー ションの 振興	もてなしの 仕組みづくり	(略) ・ 市域内観光情報の収集・発信 (観光案内所設置) ・ <u>I T技術を活用した観光情報の提供</u> ・ 案内看板・サイン等の景観誘導 ・ 花のもてなし事業 (市民の協力による全市花いっぱい 運動の推進) ・ <u>観光関連施設</u> の機能充実 ・ <u>外国人観光客の受入促進事業</u>		4. 観光・レ クリエー ションの 振興	もてなしの 仕組みづくり	(略) ・ 市域内観光情報の収集・発信 (観光案内所設置) ・ <u>オンラインシステムによる観光情報端末の配置</u> ・ 案内看板・サイン等の景観誘導 ・ 花のもてなし事業 (市民の協力による全市花いっぱい 運動の推進) ・ <u>ビジターセンター</u> の機能充実 _____		
			家族滞在型 観光の推進	・ ブルートーリズムやグリーンツ ーリズム、 <u>ヘルスツーリズム</u> の 受け入れ体制の整備 (モデル地区での試行事業) ・ 樋合マリンプロジェクトの推進 (略)			家族滞在型 観光の推進	・ ブルートーリズムやグリーンツ ーリズム_____の 受け入れ体制の整備 (モデル地区での試行事業) ・ 樋合マリンプロジェクトの推進 (略)		
		5. 地域振興 拠点の整備	ソフト・ハード の一体的事業	・ 宮津、樋合、 <u>千歳山、前島、</u> 文化の里、白嶽、龍ヶ岳等での ソフト・ハードの総合事業		5. 地域振興 拠点の整備	ソフト・ハード の一体的事業	・ 宮津、樋合、_____ 文化の里、白嶽、龍ヶ岳等での ソフト・ハードの総合事業		
		(略)				(略)				

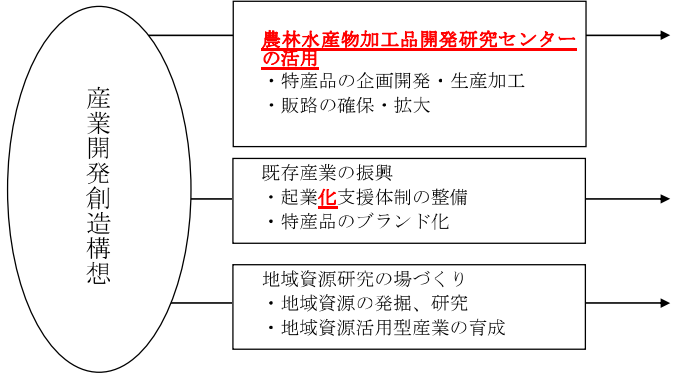
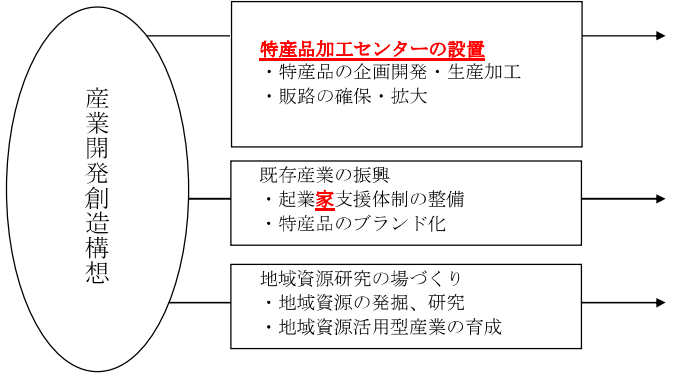
頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由																																	
40	5. 新市の 施策体系	3. 責任ある環境・基盤づくりの挑戦 3－1. 都市基盤の整備（略） ●道路・橋梁の整備 市域内の円滑な交通流動を促すために、『域内 30 分構想（市域各所から中心部まで 30 分で移動可能とすること）』に基づき、<u>市道の整備や国県道の整備要望を行います。</u> <u>特に市道の舗装の改修や、橋梁の補修と修繕を進め</u>、広域交通網の充実のために<u>に</u>熊本天草幹線道路、国道 266 号等の整備促進、さらに八代・天草架橋構想の実現を国、県に要望していきます。 交通事故の減少を目標に、交通安全施設の設置を進めます。とくに、通学路や生活道路での歩行者の安全確保に取組みます。 ●河川・海岸等の整備 島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な水環境の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川・海岸等の整備を進めています。 <u>また、既存の港湾海岸保全施設の点検、対策工事を実施することにより海岸背後地の生命・財産を守ります。</u> （略） ●港湾の整備 海でつながる本市の交通の拠点であり、また地域の顔となっている各港湾の安全性、利便性、快適性向上を<u>図るため、港湾施設の改修や既存施設の老朽化対策を</u>進めていきます。	3. 責任ある環境・基盤づくりの挑戦 3－1. 都市基盤の整備（略） ●道路・橋梁の整備 市域内の円滑な交通流動を促すために、『域内 30 分構想（市域各所から中心部まで 30 分で移動可能とすること）』に基づき、<u>道路整備を進め</u>ます。 <u>また、</u>広域交通網の充実のため、<u>熊本天草幹線道路、国道 266 号等の整備促進、</u>さらに八代・天草架橋構想の実現を国、県に要望していきます。 交通事故の減少を目標に、交通安全施設の設置を進めます。とくに、通学路や生活道路での歩行者の安全確保に取組みます。 ●河川・海岸等の整備 島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な水環境の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川・海岸等の整備を進めています。 _____ （略） ●港湾の整備 海でつながる本市の交通の拠点であり、また地域の顔となっている各港湾の安全性、利便性、快適性向上を_____進めていきます。	都市基盤の整備について、道路を新たに作る時代から既存施設の長寿命化へシフトしており、現在行っている舗装の改修や橋梁補修との整合性を保つため。 合併前に整備していた農地・漁港海岸保全施設については補修等の時期を迎えている。 これらに係る改修等は合併による広域化が図られたことに伴い、当市の大きな負担となっている。 このような状況を踏まえ、これらの事業内容を新市まちづくり計画に位置付けることで、施策の実効性を高め、当市産業の根幹である一次産業の振興を図るとともに、市民生活の安心・安全に結び付けるため、変更するもの。																																	
41	5. 新市の 施策体系	（略） <table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td>2. 道路・橋梁の整備</td><td>市域内主要幹線整備</td><td>・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） ・<u>舗装の改修及び橋梁の補修修繕</u> ・<u>橋梁長寿命化修繕計画の策定</u></td></tr><tr><td>3. 河川、海岸等の整備</td><td>防災、環境整備</td><td>・海岸保全事業 ・<u>港湾海岸堤防等老朽化対策事業</u> ・<u>河川改修事業等</u></td></tr></table> （略） <table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td>5. 港湾の整備</td><td>地方港湾整備 _____ _____</td><td>・県事業の推進要請 ・改修事業、背後地整備事業等 ・<u>既存施設の老朽化対策事業</u></td></tr></table>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） ・ <u>舗装の改修及び橋梁の補修修繕</u> ・ <u>橋梁長寿命化修繕計画の策定</u>	3. 河川、海岸等の整備	防災、環境整備	・海岸保全事業 ・ <u>港湾海岸堤防等老朽化対策事業</u> ・ <u>河川改修事業等</u>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	5. 港湾の整備	地方港湾整備 _____ _____	・県事業の推進要請 ・改修事業、背後地整備事業等 ・ <u>既存施設の老朽化対策事業</u>	（略） <table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td>2. 道路・橋梁の整備</td><td>市域内主要幹線整備</td><td>・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） _____ _____</td></tr><tr><td>3. 河川、海岸等の整備</td><td>防災、環境整備</td><td>・海岸保全事業 _____ ・河川改修事業_____ ・<u>河川総合開発事業等</u></td></tr></table> （略） <table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td>5. 港湾の整備</td><td>地方港湾整備</td><td>・県事業の推進要請</td></tr><tr><td></td><td><u>その他港湾整備</u></td><td>・改修事業、背後地整備事業等 _____ _____</td></tr></table>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） _____ _____	3. 河川、海岸等の整備	防災、環境整備	・海岸保全事業 _____ ・河川改修事業_____ ・ <u>河川総合開発事業等</u>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	5. 港湾の整備	地方港湾整備	・県事業の推進要請		<u>その他港湾整備</u>	・改修事業、背後地整備事業等 _____ _____	同上
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																																			
2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） ・ <u>舗装の改修及び橋梁の補修修繕</u> ・ <u>橋梁長寿命化修繕計画の策定</u>																																			
3. 河川、海岸等の整備	防災、環境整備	・海岸保全事業 ・ <u>港湾海岸堤防等老朽化対策事業</u> ・ <u>河川改修事業等</u>																																			
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																																			
5. 港湾の整備	地方港湾整備 _____ _____	・県事業の推進要請 ・改修事業、背後地整備事業等 ・ <u>既存施設の老朽化対策事業</u>																																			
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																																			
2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） _____ _____																																			
3. 河川、海岸等の整備	防災、環境整備	・海岸保全事業 _____ ・河川改修事業_____ ・ <u>河川総合開発事業等</u>																																			
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																																			
5. 港湾の整備	地方港湾整備	・県事業の推進要請																																			
	<u>その他港湾整備</u>	・改修事業、背後地整備事業等 _____ _____																																			

頁	項目名	変更案（新）		変更前（旧）		変更理由																																								
42	5. 新市の 施策体系	●生活排水処理施設の整備 生活の快適性向上とともに、河川・海の汚染防止の観点から、下水・し尿処理を推進していきます。 それにあたっては、国立公園内であることから、特定環境保全公共下水道事業や <u>浄化槽設置整備事業等</u> を適宜組み合わせる進めていきます。 し尿の衛生的処理のための処理施設を適切に維持管理していきます。		●生活排水処理施設の整備 生活の快適性向上とともに、河川・海の汚染防止の観点から、下水・し尿処理を推進していきます。 それにあたっては、国立公園内であることから、特定環境保全公共下水道事業や、 <u>市街地密度の低いところでの農業集落排水事業、漁港背後集落での漁業集落環境整備事業、さらに、個人の合併処理浄化槽設置への助成等</u> を適宜組み合わせる進めていきます。 し尿の衛生的処理のための処理施設を適切に維持管理していきます。		農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、今後事業実施の予定がないため、削除する。																																								
43	5. 新市の 施策体系	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th><th>概算事業費 うち（ ）特別会計</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 上水道の整備</td><td>安定した水供給体制の確立</td><td>・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業</td><td rowspan="6">P41に記載</td></tr><tr><td>給水事業</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">7. 生活排水処理施設の整備</td><td>環境に配慮した処理計画の確立</td><td>(略)</td></tr><tr><td>処理事業</td><td>・特定環境保全公共下水道事業 ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業</td></tr><tr><td>し尿の衛生的処理の推進</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>		施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	6. 上水道の整備	安定した水供給体制の確立	・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業	P41に記載	給水事業	(略)	7. 生活排水処理施設の整備	環境に配慮した処理計画の確立	(略)	処理事業	・特定環境保全公共下水道事業 ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業	し尿の衛生的処理の推進	(略)	(略)			<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th><th>概算事業費 うち（ ）特別会計</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 上水道の整備</td><td>安定した水供給体制の確立</td><td>・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業 <u>・ダム事業</u></td><td rowspan="6">P39に記載</td></tr><tr><td>給水事業</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">7. 生活排水処理施設の整備</td><td>環境に配慮した処理計画の確立</td><td>(略)</td></tr><tr><td>処理事業</td><td>・特定環境保全公共下水道事業 <u>・農業集落排水事業</u> <u>・漁業集落環境整備事業</u> <u>・地域し尿処理施設設置事業</u> ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業</td></tr><tr><td>し尿の衛生的処理の推進</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>		施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計	6. 上水道の整備	安定した水供給体制の確立	・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業 <u>・ダム事業</u>	P39に記載	給水事業	(略)	7. 生活排水処理施設の整備	環境に配慮した処理計画の確立	(略)	処理事業	・特定環境保全公共下水道事業 <u>・農業集落排水事業</u> <u>・漁業集落環境整備事業</u> <u>・地域し尿処理施設設置事業</u> ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業	し尿の衛生的処理の推進	(略)	(略)			今後、事業実施の予定がないため、削除する。
施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計																																											
6. 上水道の整備	安定した水供給体制の確立	・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業	P41に記載																																											
	給水事業	(略)																																												
7. 生活排水処理施設の整備	環境に配慮した処理計画の確立	(略)																																												
	処理事業	・特定環境保全公共下水道事業 ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業																																												
	し尿の衛生的処理の推進	(略)																																												
(略)																																														
施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち（ ）特別会計																																											
6. 上水道の整備	安定した水供給体制の確立	・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業 <u>・ダム事業</u>	P39に記載																																											
	給水事業	(略)																																												
7. 生活排水処理施設の整備	環境に配慮した処理計画の確立	(略)																																												
	処理事業	・特定環境保全公共下水道事業 <u>・農業集落排水事業</u> <u>・漁業集落環境整備事業</u> <u>・地域し尿処理施設設置事業</u> ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業																																												
	し尿の衛生的処理の推進	(略)																																												
(略)																																														

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由																								
44	5. 新市の 施策体系	3－2. 身近な単位での生活環境の整備（略） ●消防・防災体制の充実 昭和47年7月 <u>の大雨災害、平成28年4月の熊本地震</u>を貴重な教訓に<u>ソフト面においては、防災体制等の充実と</u> 危険箇所における防災対策の推進、常備・非常備消防の充実を図ります。加えて、<u>自主防災組織の育成・支援に取組み、組織を活性化させ</u> ます。 また、<u>ハード面においては、防災行政無線のデジタル化、防災センターを整備し、ソフト・ハード両面から防災体制の強化を図り</u> ます。 ●安全・安心なまちづくりの推進 防犯灯の設置など必要な整備を行うとともに、地域全体で犯罪発生を未然に防止するための防犯意識の徹底（住民の顔の見える地域社会づくり）と、生活安全条例の制定等を図ります。 <u>あわせて、人権問題解決に向けた教育や啓発活動に取り組みます。</u> （略） ●地域・生活関連施設の整備 市民生活に最も密接な生活道路の整備を地区まちづくりと連動して進めます。 <u>施設の長寿命化を図るため、市立斎場の改修や老朽化対策</u>を進めます。生活に密接な基幹排水路の整備に順次取組みます。	3－2. 身近な単位での生活環境の整備（略） ●消防・防災体制の充実 昭和47年7月 _____ 災害 _____ を貴重な教訓として _____ 危険箇所における防災対策の推進、常備・非常備消防の充実を図るとともに、<u>地区での自主防災を進めるための意識啓発や組織の充実・育成・活動支援に取組み</u>ます。 また、<u>防災行政無線の整備などを進め</u> _____ ます。 ●安全・安心なまちづくりの推進 防犯灯の設置など必要な整備を行うとともに、地域全体で犯罪発生を未然に防止するための防犯意識の徹底（住民の顔の見える地域社会づくり）と、生活安全条例の制定等を図ります。 _____ （略） ●地域・生活関連施設の整備 市民生活に最も密接な生活道路の整備を地区まちづくりと連動して進めます。 <u>共立斎場の施設更新</u> _____ を進めます。生活に密接な基幹排水路の整備に順次取組みます。	平成28年4月に発生した熊本地震により、市民の防災意識が高まり、市内の自主防災組織の組織率が100%を達成。今後は、各自主防災組織の育成・支援を行い組織の活性化を図る必要があるため。 また、防災行政無線については、平成30年度からデジタル化整備工事を実施、加えて、防災センターの整備を進め防災体制の強化を図る必要があるため追記するもの。 市立斎場については、長寿命化について追記する。																								
45	5. 新市の 施策体系	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td rowspan="4">1. 消防・防災体制の 充実</td><td>常備消防の充実</td><td>・天草広域連合としての事業推進 ・<u>北消防署松島分署の建設</u></td></tr><tr><td>非常備消防の 充実</td><td>・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 ・<u>迅速な初期消火の実施に向けた消防水利の整備</u></td></tr><tr><td>危険個所の防災 対策</td><td>・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 ・<u>ブロック塀等の整備・撤去</u></td></tr><tr><td>防災組織及び 施設の充実</td><td>・防災行政無線施設整備 <u>(デジタル化)</u> ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年<u>女性</u>防火クラブの育成 ・<u>防災センターの整備</u></td></tr></table>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	1. 消防・防災体制の 充実	常備消防の充実	・天草広域連合としての事業推進 ・ <u>北消防署松島分署の建設</u>	非常備消防の 充実	・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 ・ <u>迅速な初期消火の実施に向けた消防水利の整備</u>	危険個所の防災 対策	・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 ・ <u>ブロック塀等の整備・撤去</u>	防災組織及び 施設の充実	・防災行政無線施設整備 <u>(デジタル化)</u> ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年 <u>女性</u> 防火クラブの育成 ・ <u>防災センターの整備</u>	<table><tr><th>施策小項目</th><th>施策区分</th><th>主要事業・内容</th></tr><tr><td rowspan="4">1. 消防・防災体制の 充実</td><td>常備消防の充実</td><td>・天草広域連合としての事業推進 _____</td></tr><tr><td>非常備消防の 充実</td><td>・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 _____</td></tr><tr><td>危険個所の防災 対策</td><td>・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 _____</td></tr><tr><td>防災組織及び 施設の充実</td><td>・防災行政無線施設整備 _____ ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年<u>婦人</u>防火クラブの育成 _____</td></tr></table>	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	1. 消防・防災体制の 充実	常備消防の充実	・天草広域連合としての事業推進 _____	非常備消防の 充実	・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 _____	危険個所の防災 対策	・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 _____	防災組織及び 施設の充実	・防災行政無線施設整備 _____ ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年 <u>婦人</u> 防火クラブの育成 _____	老朽化により建て替えが必要な北消防署松島分署を建替え、常備消防の強化及び充実を行う必要があるため。 老朽化により修繕が必要な消防水利（消火栓、防火水槽等）と水利が不足している地区に消火栓等を設置し、火災が発生した際に迅速な初期消火が実施できるよう、消防水利の整備を行う必要があるため。 老朽化等により撤去・整備が必要なブロック塀等の危険対策が必要であるため。 防災行政無線による情報発信をより効果的に行うため、デジタル化整備を行うため。 防災センターの整備については、大規模な災害の発生が多くなりつつある、昨今において災害に対する備えを充実する必要があるため。
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																										
1. 消防・防災体制の 充実	常備消防の充実	・天草広域連合としての事業推進 ・ <u>北消防署松島分署の建設</u>																										
	非常備消防の 充実	・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 ・ <u>迅速な初期消火の実施に向けた消防水利の整備</u>																										
	危険個所の防災 対策	・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 ・ <u>ブロック塀等の整備・撤去</u>																										
	防災組織及び 施設の充実	・防災行政無線施設整備 <u>(デジタル化)</u> ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年 <u>女性</u> 防火クラブの育成 ・ <u>防災センターの整備</u>																										
施策小項目	施策区分	主要事業・内容																										
1. 消防・防災体制の 充実	常備消防の充実	・天草広域連合としての事業推進 _____																										
	非常備消防の 充実	・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 _____																										
	危険個所の防災 対策	・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 _____																										
	防災組織及び 施設の充実	・防災行政無線施設整備 _____ ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年 <u>婦人</u> 防火クラブの育成 _____																										

頁	項目名	変更案（新）			変更前（旧）			変更理由
45 46	5. 新市の 施策体系	(略)			(略)			地域ボランティアの育成と活動促進については、ボランティア団体の防犯意識の向上を図る必要があるため。 行政対象暴力の排除に関する条例の改定等もあることから、「等」を追記。 斎場については、昭和58年供用開始から34年が経過している。上天草市公共施設等総合管理計画アクションプランでは、2038年が更新となっており、更新までの20年間の施設利用を想定し、火葬炉と併せて建物の経年劣化の施設全体を同時に改修することとなったため、追記するもの。
		施策小項目	施策区分	主要事業・内容	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
		2. 安全・安心なまちづくりの 推進	防犯意識の高揚	・子ども110番の家の設置 ・地区防犯協会活動の強化 ・地域ボランティアの育成と活動促進 ・生活安全条例の制定	2. 安全・安心なまちづくりの 推進	防犯意識の高揚	・子ども110番の家の設置 ・地区防犯協会活動の強化 ・地域ボランティアの育成 ・生活安全条例の制定	
			暴力団の排除	・公共工事からの暴力団排除（不良不適格業者の排除） ・公共施設からの暴力団排除 ・行政対象暴力の排除に関する条例の制定等		暴力団の排除	・公共工事からの暴力団排除（不良不適格業者の排除） ・公共施設からの暴力団排除 ・行政対象暴力の排除に関する条例の制定	
		(略)			(略)			
		施策小項目	施策区分	主要事業・内容	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
		5. 地域・生活関連施設の整備	斎場の整備	・斎場施設の改修	5. 地域・生活関連施設の整備	火葬場運営	・施設更新	
		(略)			(略)			
48	5. 新市の 施策体系	3－4. 行財政の新しい仕組みづくり (略) ●行財政運営の効率化 電算システムや高度情報通信機器の活用、定員適正化計画の策定およびその公表により行政サービスの効率化を進めます。 <u>RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション（ロボットによる業務効率化））導入による業務自動化・作業効率化の検討を進めます。</u> あわせて、窓口サービスを充実し、住民の利便性の向上を図ります。 とくに、13地区を目安として住民に身近な行政サービスを提供するとともに、地区での住民によるまちづくり活動を支援する、（仮称）まちづくりサロンを設置していきます。 なお、合併後も必要となる広域連携事業を進めていきます。 事務事業の中で、民間委託が効率的な事業については委託を進め、また民間活用型の公共事業であるPFI方式の導入を検討していきます。 新市まちづくり計画に掲げた施策等の実施状況、達成度を客観的に検証し、住民に公表するなど、政策評価の導入を進めます。 <u> </u>						

頁	項目名	変更案（新）			変更前（旧）			変更理由
49	5. 新市の 施策体系	(略)			(略)			行政情報システムの構築については、今後も各種分野でのシステム構築が進められると推測されることから、特定した事業の記載を見直すもの。 R P A導入の検討については、行政サービス効率化の手段の一つとして追加するもの。
		施策小項目	施策区分	主要事業・内容	施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
		3. 行政運営 の効率化	行政サービス 機能の向上	・本庁、支所、出張所等の施設整備 ・定員適正化計画策定 ・行政情報システムの構築 ・窓口サービスの充実 ・番号制度等導入に係るシステム ・ <u>R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）導入の検討</u>	3. 行政運営 の効率化	行政サービス 機能の向上	・本庁、支所、出張所等の施設整備 ・定員適正化計画策定 ・行政情報システムの構築 <u>（戸籍事務電算化、G I S（地理情報システム）等）</u> ・窓口サービスの充実 ・番号制度等導入に係るシステム ・ <u> </u>	

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
58	5. 新市の 施策体系	（５）産業開発創造構想 （略） ●内容 最大の地域資源である海を活かした産業開発や、地場産業の振興を図るため、特産品の<u>開発研究支援</u>や既存産業の振興、地域資源研究の場づくりなどを進めていきます。 <u>農林水産物加工品開発研究</u>センターでは、特産品のブランド化を目指して企画開発を行い、販路の開拓や拡大に努めます。 既存産業の振興としては、起業<u>化</u>支援体制の整備、特産品のブランド化などに取組みます。 地域資源研究の場では、地域資源の発掘・研究を行い、既存産業のつながりを生み出すような新たな地域資源活用型の産業を育成していきます。ここは、子供から大人までが地域資源を活かした仕事や環境のことを学習、研修研究できる場としても位置づけられます。 （略） 	（５）産業開発創造構想 （略） ●内容 最大の地域資源である海を活かした産業開発や、地場産業の振興を図るため、特産品の<u>開発加工センターの設置</u>や既存産業の振興、地域資源研究の場づくりなどを進めていきます。 <u>特産品加工</u>センターでは、特産品のブランド化を目指して企画開発を行い、販路の開拓や拡大に努めます。 既存産業の振興としては、起業<u>家</u>支援体制の整備、特産品のブランド化などに取組みます。 地域資源研究の場では、地域資源の発掘・研究を行い、既存産業のつながりを生み出すような新たな地域資源活用型の産業を育成していきます。ここは、子供から大人までが地域資源を活かした仕事や環境のことを学習、研修研究できる場としても位置づけられます。 （略） 	平成 24 年に農林水産物加工品開発研究センターが設置されたことから、変更するもの。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
59	5. 新市の施策体系	・共同直売所の設置 ・学校、病院給食の地産地消 ・熊本市内にアンテナショップ出店	・共同直売所の設置 ・学校、病院給食の地産地消 ・熊本市内にアンテナショップ出店	平成 24 年に農林水産物加工品開発研究センターが設置されたことから、変更するもの。 起業化支援については、文言の修正。
60	5. 新市の施策体系	（6）地場の特性を活かした企業立地構想 ●目的 国や県・大学・企業と連携して本地域の魅力、可能性を活かし、新たな企業立地を進めます。 ●内容 企業立地を進めるにあたり、まず環境保全型産業の振興という新市の産業振興のビジョンを明確に打ち出し、それに基づいた進出協定を作成して誘致活動を行います。 本地域の魅力と位置的特性を活かした企業としては、研究開発型企業や食品加工関連企業が挙げられます。 豊かな自然環境等を活かしたリゾートオフィスなどの新たな企業の立地を図るとともに、施設用地や基盤施設の整備を進めます。 また、企業だけでなく、各種産業への波及効果が期待できるような人材の誘致も並行して進めます。 （略）	（6）地場の特性を活かした企業誘致構想 ●目的 国や県・大学・企業と連携して本地域の魅力、可能性を活かし、新たな企業誘致を進めます。 ●内容 企業誘致を進めるにあたり、まず環境保全型産業の振興という新市の産業振興のビジョンを明確に打ち出し、それに基づいた進出協定を作成して誘致活動を行います。 本地域の魅力と位置的特性を活かした企業としては、研究開発型企業やリサイクル関連企業が挙げられます。<u>有明海と八代海という二つの海の結節点に位置する新市の立地上の利点を活かし、船を活用したリサイクル関連企業や、</u>豊かな自然環境等を活かしたリゾートオフィスなどの新たな企業の誘致を図るとともに、施設用地や基盤施設の整備を進めます。 また、企業だけでなく、各種産業への波及効果が期待できるような人材の誘致も並行して進めます。 （略）	現状を踏まえた事業実施を行うための変更。 リサイクル関連企業については、今後事業実施の予定がないため、削除する。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
60	5. 新市の 施策体系			現状を踏まえた事業実施を行っていくための変更。 FRPボート配線処理のリサイクル工場については、今後事業実施の予定がないため、削除する。
61	5. 新市の 施策体系			現状を踏まえた事業実施を行っていくための変更。 FRPボート配線処理のリサイクル工場については、今後事業実施の予定がないため、削除する。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
61	5. 新市の施策体系			現状を踏まえた事業実施を行っていくための変更。 F R P ポート配線処理のリサイクル工場については、今後事業実施の予定がないため、削除する。
63	5. 新市の施策体系			現状を踏まえた事業実施を行っていくための変更。 農業集落排水事業については、今後事業実施の予定がないため、削除する。
66	5. 新市の施策体系	（９）八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想（略） ●内容（略） さらに、隣接市町間の連絡道路を整備することで、天草空港等が立地する天草市周辺との連絡を図ります。 （略）	（９）八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想（略） ●内容（略） さらに、隣接市町間の連絡道路を整備することで、天草空港等が立地する本渡市周辺との連絡を図ります。 （略）	市町合併に伴う名称変更を行うため。

頁	項目名	変更案（新）	変更前（旧）	変更理由
80	8. 財政計画	(1) 歳入 (略) ②地方交付税 <u>普通交付税については、平成 30 年度までは合併算定替制度に基づき算定された段階的な縮減措置による額で、平成 31 年度以降は一本算定による額で</u> 見込んでいます。 (略)	(1) 歳入 (略) ②地方交付税 _____ _____見込んでいます。 (略)	文章中での表現を統一するため。
81	8. 財政計画	【歳入】 <u>※表は別途記載</u>	【歳入】 <u>※表は別途記載</u>	平成 35 年度までの財政計画を追記。
83	8. 財政計画	【歳出】 <u>※表は別途記載</u>	【歳出】 <u>※表は別途記載</u>	平成 35 年度までの財政計画を追記。

頁	項目名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
81	8. 財政計画 歳入	変更前（旧）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		(単位：百万円) <table><tr><th>区分</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>地方税</td><td>2,090</td><td>2,130</td><td>2,185</td><td>2,386</td><td>2,383</td><td>2,259</td><td>2,218</td><td>2,221</td><td>2,182</td><td>2,177</td><td>2,178</td><td>2,132</td><td>2,121</td><td>2,110</td><td>2,066</td></tr><tr><td>地方譲与税</td><td>232</td><td>294</td><td>379</td><td>168</td><td>161</td><td>153</td><td>148</td><td>145</td><td>136</td><td>140</td><td>136</td><td>136</td><td>136</td><td>136</td><td>136</td></tr><tr><td>利子割交付金</td><td>21</td><td>12</td><td>8</td><td>10</td><td>10</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>地方消費税交付金</td><td>347</td><td>321</td><td>328</td><td>312</td><td>282</td><td>297</td><td>296</td><td>283</td><td>275</td><td>280</td><td>454</td><td>509</td><td>563</td><td>550</td><td>538</td></tr><tr><td>ゴルフ場利用税交付金</td><td>16</td><td>16</td><td>15</td><td>13</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>自動車取得税交付金</td><td>56</td><td>56</td><td>57</td><td>53</td><td>49</td><td>32</td><td>26</td><td>21</td><td>29</td><td>20</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>地方特例交付金</td><td>58</td><td>56</td><td>47</td><td>18</td><td>25</td><td>31</td><td>50</td><td>42</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>8,119</td><td>8,052</td><td>7,735</td><td>7,783</td><td>8,014</td><td>8,210</td><td>8,663</td><td>8,664</td><td>8,601</td><td>8,380</td><td>8,467</td><td>7,426</td><td>6,793</td><td>6,511</td><td>6,322</td></tr><tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>分担金・負担金</td><td>24</td><td>31</td><td>159</td><td>157</td><td>148</td><td>137</td><td>159</td><td>152</td><td>153</td><td>168</td><td>152</td><td>152</td><td>152</td><td>152</td><td>152</td></tr><tr><td>使用料</td><td>356</td><td>368</td><td>209</td><td>212</td><td>186</td><td>176</td><td>168</td><td>165</td><td>156</td><td>81</td><td>164</td><td>164</td><td>164</td><td>164</td><td>164</td></tr><tr><td>手数料</td><td>33</td><td>33</td><td>31</td><td>31</td><td>29</td><td>27</td><td>27</td><td>25</td><td>45</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>1,852</td><td>1,786</td><td>1,117</td><td>1,022</td><td>1,386</td><td>2,487</td><td>2,589</td><td>2,070</td><td>1,948</td><td>1,862</td><td>1,516</td><td>1,493</td><td>1,470</td><td>1,458</td><td>1,446</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>1,198</td><td>1,296</td><td>1,185</td><td>1,282</td><td>1,197</td><td>980</td><td>1,373</td><td>1,324</td><td>1,560</td><td>1,259</td><td>1,195</td><td>1,170</td><td>1,143</td><td>1,127</td><td>1,116</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>71</td><td>57</td><td>38</td><td>72</td><td>42</td><td>32</td><td>59</td><td>24</td><td>41</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td></tr><tr><td>寄付金</td><td>11</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td><td>16</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>871</td><td>535</td><td>313</td><td>302</td><td>335</td><td>139</td><td>117</td><td>60</td><td>65</td><td>74</td><td>1,060</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>460</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>1,056</td><td>993</td><td>980</td><td>906</td><td>781</td><td>844</td><td>863</td><td>1,597</td><td>1,320</td><td>844</td><td>519</td><td>2,004</td><td>1,814</td><td>1,562</td><td>1,186</td></tr><tr><td>地方債</td><td>2,942</td><td>1,731</td><td>1,559</td><td>1,486</td><td>1,079</td><td>1,155</td><td>1,486</td><td>1,596</td><td>1,918</td><td>2,009</td><td>1,010</td><td>914</td><td>842</td><td>1,767</td><td>799</td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>19,357</td><td>17,771</td><td>16,350</td><td>16,219</td><td>16,121</td><td>16,986</td><td>18,267</td><td>18,422</td><td>18,449</td><td>17,360</td><td>16,935</td><td>16,344</td><td>15,442</td><td>15,781</td><td>14,469</td></tr></table>	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	地方税	2,090	2,130	2,185	2,386	2,383	2,259	2,218	2,221	2,182	2,177	2,178	2,132	2,121	2,110	2,066	地方譲与税	232	294	379	168	161	153	148	145	136	140	136	136	136	136	136	利子割交付金	21	12	8	10	10	8	8	6	4	5	5	5	5	5	5	地方消費税交付金	347	321	328	312	282	297	296	283	275	280	454	509	563	550	538	ゴルフ場利用税交付金	16	16	15	13	9	9	9	8	7	7	8	8	8	8	8	自動車取得税交付金	56	56	57	53	49	32	26	21	29	20	17	17	17	17	17	地方特例交付金	58	56	47	18	25	31	50	42	3	2	2	2	2	2	2	地方交付税	8,119	8,052	7,735	7,783	8,014	8,210	8,663	8,664	8,601	8,380	8,467	7,426	6,793	6,511	6,322	交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	分担金・負担金	24	31	159	157	148	137	159	152	153	168	152	152	152	152	152	使用料	356	368	209	212	186	176	168	165	156	81	164	164	164	164	164	手数料	33	33	31	31	29	27	27	25	45	25	25	25	25	25	25	国庫支出金	1,852	1,786	1,117	1,022	1,386	2,487	2,589	2,070	1,948	1,862	1,516	1,493	1,470	1,458	1,446	県支出金	1,198	1,296	1,185	1,282	1,197	980	1,373	1,324	1,560	1,259	1,195	1,170	1,143	1,127	1,116	財産収入	71	57	38	72	42	32	59	24	41	24	24	24	24	24	24	寄付金	11	0	1	2	2	7	5	16	3	0	0	0	0	0	0	繰入金	871	535	313	302	335	139	117	60	65	74	1,060	160	160	160	460	諸収入	1,056	993	980	906	781	844	863	1,597	1,320	844	519	2,004	1,814	1,562	1,186	地方債	2,942	1,731	1,559	1,486	1,079	1,155	1,486	1,596	1,918	2,009	1,010	914	842	1,767	799	歳入合計	19,357	17,771	16,350	16,219	16,121	16,986	18,267	18,422	18,449	17,360	16,935	16,344	15,442	15,781	14,469																																																																																																																																																																																													
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方税	2,090	2,130	2,185	2,386	2,383	2,259	2,218	2,221	2,182	2,177	2,178	2,132	2,121	2,110	2,066																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方譲与税	232	294	379	168	161	153	148	145	136	140	136	136	136	136	136																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
利子割交付金	21	12	8	10	10	8	8	6	4	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方消費税交付金	347	321	328	312	282	297	296	283	275	280	454	509	563	550	538																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ゴルフ場利用税交付金	16	16	15	13	9	9	9	8	7	7	8	8	8	8	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
自動車取得税交付金	56	56	57	53	49	32	26	21	29	20	17	17	17	17	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方特例交付金	58	56	47	18	25	31	50	42	3	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方交付税	8,119	8,052	7,735	7,783	8,014	8,210	8,663	8,664	8,601	8,380	8,467	7,426	6,793	6,511	6,322																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
分担金・負担金	24	31	159	157	148	137	159	152	153	168	152	152	152	152	152																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
使用料	356	368	209	212	186	176	168	165	156	81	164	164	164	164	164																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
手数料	33	33	31	31	29	27	27	25	45	25	25	25	25	25	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
国庫支出金	1,852	1,786	1,117	1,022	1,386	2,487	2,589	2,070	1,948	1,862	1,516	1,493	1,470	1,458	1,446																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
県支出金	1,198	1,296	1,185	1,282	1,197	980	1,373	1,324	1,560	1,259	1,195	1,170	1,143	1,127	1,116																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
財産収入	71	57	38	72	42	32	59	24	41	24	24	24	24	24	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
寄付金	11	0	1	2	2	7	5	16	3	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
繰入金	871	535	313	302	335	139	117	60	65	74	1,060	160	160	160	460																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
諸収入	1,056	993	980	906	781	844	863	1,597	1,320	844	519	2,004	1,814	1,562	1,186																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地方債	2,942	1,731	1,559	1,486	1,079	1,155	1,486	1,596	1,918	2,009	1,010	914	842	1,767	799																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
歳入合計	19,357	17,771	16,350	16,219	16,121	16,986	18,267	18,422	18,449	17,360	16,935	16,344	15,442	15,781	14,469																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		変更後（新）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		【歳入】 (単位：百万円) <table><tr><th>区分</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th></tr><tr><td>地方税</td><td>2,090</td><td>2,130</td><td>2,185</td><td>2,386</td><td>2,383</td><td>2,259</td><td>2,218</td><td>2,221</td><td>2,182</td><td>2,227</td><td>2,300</td><td>2,270</td><td>2,301</td><td>2,329</td><td>2,312</td><td>2,351</td><td>2,373</td><td>2,353</td><td>2,393</td><td>2,417</td></tr><tr><td>地方譲与税</td><td>232</td><td>294</td><td>379</td><td>168</td><td>161</td><td>153</td><td>148</td><td>145</td><td>136</td><td>129</td><td>123</td><td>128</td><td>127</td><td>126</td><td>128</td><td>130</td><td>130</td><td>130</td><td>130</td><td>130</td></tr><tr><td>利子割交付金</td><td>21</td><td>12</td><td>8</td><td>10</td><td>10</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>配当割交付金</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>13</td><td>11</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>株式等譲渡所得割交付金</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>13</td><td>9</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>地方消費税交付金</td><td>347</td><td>321</td><td>328</td><td>312</td><td>282</td><td>297</td><td>296</td><td>283</td><td>275</td><td>273</td><td>332</td><td>558</td><td>483</td><td>491</td><td>511</td><td>511</td><td>664</td><td>664</td><td>664</td><td>664</td></tr><tr><td>ゴルフ場利用税交付金</td><td>15</td><td>15</td><td>14</td><td>13</td><td>10</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>自動車取得税交付金</td><td>56</td><td>56</td><td>57</td><td>53</td><td>49</td><td>32</td><td>26</td><td>21</td><td>30</td><td>24</td><td>11</td><td>17</td><td>22</td><td>31</td><td>31</td><td>31</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>自動車税環境性能割交付金</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>31</td><td>31</td><td>31</td><td>31</td></tr><tr><td>地方特例交付金</td><td>58</td><td>56</td><td>47</td><td>18</td><td>25</td><td>31</td><td>50</td><td>42</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>8,119</td><td>8,052</td><td>7,735</td><td>7,783</td><td>8,014</td><td>8,210</td><td>8,663</td><td>8,664</td><td>8,601</td><td>8,551</td><td>8,505</td><td>8,350</td><td>8,197</td><td>8,022</td><td>7,803</td><td>7,701</td><td>7,701</td><td>7,701</td><td>7,701</td><td>7,701</td></tr><tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>分担金・負担金</td><td>24</td><td>31</td><td>159</td><td>157</td><td>148</td><td>137</td><td>159</td><td>152</td><td>153</td><td>144</td><td>140</td><td>137</td><td>120</td><td>120</td><td>118</td><td>112</td><td>106</td><td>100</td><td>95</td><td>90</td></tr><tr><td>使用料</td><td>356</td><td>368</td><td>209</td><td>212</td><td>186</td><td>176</td><td>168</td><td>165</td><td>156</td><td>152</td><td>144</td><td>140</td><td>129</td><td>133</td><td>131</td><td>128</td><td>125</td><td>122</td><td>119</td><td>116</td></tr><tr><td>手数料</td><td>33</td><td>33</td><td>31</td><td>31</td><td>29</td><td>27</td><td>27</td><td>25</td><td>45</td><td>47</td><td>42</td><td>43</td><td>42</td><td>41</td><td>40</td><td>39</td><td>38</td><td>37</td><td>36</td><td>35</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>1,852</td><td>1,786</td><td>1,117</td><td>1,022</td><td>1,386</td><td>2,487</td><td>2,589</td><td>2,070</td><td>1,948</td><td>2,111</td><td>2,216</td><td>1,932</td><td>2,179</td><td>1,838</td><td>2,455</td><td>2,559</td><td>2,351</td><td>2,301</td><td>2,221</td><td>2,314</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>1,198</td><td>1,296</td><td>1,185</td><td>1,282</td><td>1,197</td><td>980</td><td>1,373</td><td>1,324</td><td>1,560</td><td>1,582</td><td>1,192</td><td>1,108</td><td>1,182</td><td>1,089</td><td>1,346</td><td>1,426</td><td>1,326</td><td>1,318</td><td>1,282</td><td>1,341</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>71</td><td>57</td><td>38</td><td>72</td><td>42</td><td>32</td><td>59</td><td>24</td><td>41</td><td>42</td><td>29</td><td>26</td><td>59</td><td>28</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>寄付金</td><td>11</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>7</td><td>5</td><td>16</td><td>3</td><td>6</td><td>9</td><td>46</td><td>343</td><td>414</td><td>500</td><td>550</td><td>605</td><td>665</td><td>732</td><td>800</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>871</td><td>535</td><td>313</td><td>302</td><td>335</td><td>139</td><td>117</td><td>60</td><td>65</td><td>79</td><td>1,194</td><td>394</td><td>324</td><td>618</td><td>1,389</td><td>500</td><td>525</td><td>552</td><td>522</td><td>516</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>699</td><td>744</td><td>651</td><td>502</td><td>451</td><td>521</td><td>603</td><td>1,219</td><td>1,084</td><td>980</td><td>1,347</td><td>931</td><td>1,085</td><td>949</td><td>728</td><td>1,742</td><td>694</td><td>672</td><td>403</td><td>273</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>354</td><td>242</td><td>322</td><td>394</td><td>325</td><td>320</td><td>257</td><td>375</td><td>231</td><td>168</td><td>148</td><td>216</td><td>207</td><td>198</td><td>179</td><td>179</td><td>179</td><td>179</td><td>179</td><td>179</td></tr><tr><td>地方債</td><td>2,942</td><td>1,731</td><td>1,559</td><td>1,486</td><td>1,079</td><td>1,155</td><td>1,486</td><td>1,596</td><td>1,918</td><td>2,829</td><td>1,830</td><td>1,671</td><td>2,991</td><td>1,467</td><td>2,998</td><td>2,669</td><td>1,871</td><td>1,432</td><td>1,168</td><td>1,197</td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>19,357</td><td>17,771</td><td>16,350</td><td>16,219</td><td>16,121</td><td>16,986</td><td>18,267</td><td>18,422</td><td>18,449</td><td>19,367</td><td>19,606</td><td>18,006</td><td>19,815</td><td>17,927</td><td>20,724</td><td>20,683</td><td>18,774</td><td>18,312</td><td>17,731</td><td>17,859</td></tr></table> ※H29年度までは決算額、H30年度以降は過去の実績等により算定した金額。	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	地方税	2,090	2,130	2,185	2,386	2,383	2,259	2,218	2,221	2,182	2,227	2,300	2,270	2,301	2,329	2,312	2,351	2,373	2,353	2,393	2,417	地方譲与税	232	294	379	168	161	153	148	145	136	129	123	128	127	126	128	130	130	130	130	130	利子割交付金	21	12	8	10	10	8	8	6	4	4	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3	配当割交付金	2	3	4	7	2	2	2	2	3	4	13	11	5	5	5	5	5	5	5	5	株式等譲渡所得割交付金	2	5	4	3	1	1	1	1	1	1	13	9	3	8	7	7	7	7	7	7	地方消費税交付金	347	321	328	312	282	297	296	283	275	273	332	558	483	491	511	511	664	664	664	664	ゴルフ場利用税交付金	15	15	14	13	10	9	9	8	7	7	8	8	8	9	8	8	8	8	8	8	自動車取得税交付金	56	56	57	53	49	32	26	21	30	24	11	17	22	31	31	31	0	0	0	0	自動車税環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31	31	31	地方特例交付金	58	56	47	18	25	31	50	42	3	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5	地方交付税	8,119	8,052	7,735	7,783	8,014	8,210	8,663	8,664	8,601	8,551	8,505	8,350	8,197	8,022	7,803	7,701	7,701	7,701	7,701	7,701	交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	分担金・負担金	24	31	159	157	148	137	159	152	153	144	140	137	120	120	118	112	106	100	95	90	使用料	356	368	209	212	186	176	168	165	156	152	144	140	129	133	131	128	125	122	119	116	手数料	33	33	31	31	29	27	27	25	45	47	42	43	42	41	40	39	38	37	36	35	国庫支出金	1,852	1,786	1,117	1,022	1,386	2,487	2,589	2,070	1,948	2,111	2,216	1,932	2,179	1,838	2,455	2,559	2,351	2,301	2,221	2,314	県支出金	1,198	1,296	1,185	1,282	1,197	980	1,373	1,324	1,560	1,582	1,192	1,108	1,182	1,089	1,346	1,426	1,326	1,318	1,282	1,341	財産収入	71	57	38	72	42	32	59	24	41	42	29	26	59	28	25	25	25	25	25	25	寄付金	11	0	1	2	3	7	5	16	3	6	9	46	343	414	500	550	605	665	732	800	繰入金	871	535	313	302	335	139	117	60	65	79	1,194	394	324	618	1,389	500	525	552	522	516	繰越金	699	744	651	502	451	521	603	1,219	1,084	980	1,347	931	1,085	949	728	1,742	694	672	403	273	諸収入	354	242	322	394	325	320	257	375	231	168	148	216	207	198	179	179	179	179	179	179	地方債	2,942	1,731	1,559	1,486	1,079	1,155	1,486	1,596	1,918	2,829	1,830	1,671	2,991	1,467	2,998	2,669	1,871	1,432	1,168	1,197	歳入合計	19,357	17,771	16,350	16,219	16,121	16,986	18,267	18,422	18,449	19,367	19,606	18,006	19,815	17,927	20,724	20,683	18,774	18,312	17,731	17,859
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方税	2,090	2,130	2,185	2,386	2,383	2,259	2,218	2,221	2,182	2,227	2,300	2,270	2,301	2,329	2,312	2,351	2,373	2,353	2,393	2,417																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方譲与税	232	294	379	168	161	153	148	145	136	129	123	128	127	126	128	130	130	130	130	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
利子割交付金	21	12	8	10	10	8	8	6	4	4	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
配当割交付金	2	3	4	7	2	2	2	2	3	4	13	11	5	5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
株式等譲渡所得割交付金	2	5	4	3	1	1	1	1	1	1	13	9	3	8	7	7	7	7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方消費税交付金	347	321	328	312	282	297	296	283	275	273	332	558	483	491	511	511	664	664	664	664																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ゴルフ場利用税交付金	15	15	14	13	10	9	9	8	7	7	8	8	8	9	8	8	8	8	8	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
自動車取得税交付金	56	56	57	53	49	32	26	21	30	24	11	17	22	31	31	31	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
自動車税環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31	31	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方特例交付金	58	56	47	18	25	31	50	42	3	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方交付税	8,119	8,052	7,735	7,783	8,014	8,210	8,663	8,664	8,601	8,551	8,505	8,350	8,197	8,022	7,803	7,701	7,701	7,701	7,701	7,701																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
分担金・負担金	24	31	159	157	148	137	159	152	153	144	140	137	120	120	118	112	106	100	95	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
使用料	356	368	209	212	186	176	168	165	156	152	144	140	129	133	131	128	125	122	119	116																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
手数料	33	33	31	31	29	27	27	25	45	47	42	43	42	41	40	39	38	37	36	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
国庫支出金	1,852	1,786	1,117	1,022	1,386	2,487	2,589	2,070	1,948	2,111	2,216	1,932	2,179	1,838	2,455	2,559	2,351	2,301	2,221	2,314																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
県支出金	1,198	1,296	1,185	1,282	1,197	980	1,373	1,324	1,560	1,582	1,192	1,108	1,182	1,089	1,346	1,426	1,326	1,318	1,282	1,341																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
財産収入	71	57	38	72	42	32	59	24	41	42	29	26	59	28	25	25	25	25	25	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
寄付金	11	0	1	2	3	7	5	16	3	6	9	46	343	414	500	550	605	665	732	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
繰入金	871	535	313	302	335	139	117	60	65	79	1,194	394	324	618	1,389	500	525	552	522	516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
繰越金	699	744	651	502	451	521	603	1,219	1,084	980	1,347	931	1,085	949	728	1,742	694	672	403	273																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
諸収入	354	242	322	394	325	320	257	375	231	168	148	216	207	198	179	179	179	179	179	179																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地方債	2,942	1,731	1,559	1,486	1,079	1,155	1,486	1,596	1,918	2,829	1,830	1,671	2,991	1,467	2,998	2,669	1,871	1,432	1,168	1,197																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
歳入合計	19,357	17,771	16,350	16,219	16,121	16,986	18,267	18,422	18,449	19,367	19,606	18,006	19,815	17,927	20,724	20,683	18,774	18,312	17,731	17,859																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

※H29年度までは決算額、H30年度以降は過去の実績等により算定した金額。

頁	項目名																																																																																																																																																																																																																																																																																	
83	8. 財政計画 歳出	変更前（旧）																																																																																																																																																																																																																																																																																
		(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																
		<table><tr><th>区分</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>人件費</td><td>3,588</td><td>3,574</td><td>3,489</td><td>3,478</td><td>3,235</td><td>3,167</td><td>2,874</td><td>2,992</td><td>2,813</td><td>3,019</td><td>2,903</td><td>2,835</td><td>2,792</td><td>2,769</td><td>2,668</td></tr><tr><td>扶助費</td><td>2,123</td><td>2,181</td><td>2,179</td><td>2,276</td><td>2,269</td><td>2,348</td><td>2,728</td><td>2,773</td><td>2,854</td><td>2,792</td><td>2,761</td><td>2,733</td><td>2,708</td><td>2,683</td><td>2,661</td></tr><tr><td>公債費</td><td>2,680</td><td>2,616</td><td>2,494</td><td>2,759</td><td>2,696</td><td>2,607</td><td>2,370</td><td>2,436</td><td>2,476</td><td>2,587</td><td>2,784</td><td>2,702</td><td>2,411</td><td>2,260</td><td>2,304</td></tr><tr><td>物件費</td><td>1,617</td><td>1,441</td><td>1,190</td><td>1,135</td><td>1,083</td><td>1,199</td><td>1,315</td><td>1,599</td><td>1,438</td><td>1,585</td><td>1,391</td><td>1,342</td><td>1,296</td><td>1,251</td><td>1,209</td></tr><tr><td>維持補修費</td><td>69</td><td>56</td><td>45</td><td>39</td><td>43</td><td>45</td><td>59</td><td>67</td><td>76</td><td>35</td><td>58</td><td>58</td><td>58</td><td>58</td><td>58</td></tr><tr><td>補助費等</td><td>2,058</td><td>2,019</td><td>2,039</td><td>2,051</td><td>2,396</td><td>2,404</td><td>2,045</td><td>1,997</td><td>2,009</td><td>2,027</td><td>1,984</td><td>1,874</td><td>1,675</td><td>1,664</td><td>1,678</td></tr><tr><td>繰出金</td><td>1,438</td><td>1,578</td><td>1,623</td><td>1,752</td><td>2,035</td><td>2,102</td><td>1,922</td><td>1,993</td><td>1,902</td><td>1,931</td><td>1,954</td><td>1,946</td><td>1,949</td><td>1,920</td><td>1,928</td></tr><tr><td>積立金</td><td>209</td><td>202</td><td>181</td><td>130</td><td>257</td><td>409</td><td>951</td><td>738</td><td>370</td><td>1,507</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>1,002</td><td>2</td></tr><tr><td>投資出資金貸付金</td><td>181</td><td>144</td><td>137</td><td>130</td><td>135</td><td>192</td><td>207</td><td>204</td><td>170</td><td>271</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td></tr><tr><td>普通建設事業費</td><td>4,651</td><td>3,309</td><td>2,471</td><td>2,018</td><td>1,451</td><td>1,910</td><td>2,577</td><td>2,539</td><td>3,461</td><td>1,338</td><td>1,200</td><td>1,150</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>18,614</td><td>17,120</td><td>15,848</td><td>15,768</td><td>15,600</td><td>16,383</td><td>17,048</td><td>17,338</td><td>17,569</td><td>17,092</td><td>15,182</td><td>14,782</td><td>14,131</td><td>14,847</td><td>13,748</td></tr></table>	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	人件費	3,588	3,574	3,489	3,478	3,235	3,167	2,874	2,992	2,813	3,019	2,903	2,835	2,792	2,769	2,668	扶助費	2,123	2,181	2,179	2,276	2,269	2,348	2,728	2,773	2,854	2,792	2,761	2,733	2,708	2,683	2,661	公債費	2,680	2,616	2,494	2,759	2,696	2,607	2,370	2,436	2,476	2,587	2,784	2,702	2,411	2,260	2,304	物件費	1,617	1,441	1,190	1,135	1,083	1,199	1,315	1,599	1,438	1,585	1,391	1,342	1,296	1,251	1,209	維持補修費	69	56	45	39	43	45	59	67	76	35	58	58	58	58	58	補助費等	2,058	2,019	2,039	2,051	2,396	2,404	2,045	1,997	2,009	2,027	1,984	1,874	1,675	1,664	1,678	繰出金	1,438	1,578	1,623	1,752	2,035	2,102	1,922	1,993	1,902	1,931	1,954	1,946	1,949	1,920	1,928	積立金	209	202	181	130	257	409	951	738	370	1,507	7	2	2	1,002	2	投資出資金貸付金	181	144	137	130	135	192	207	204	170	271	140	140	140	140	140	普通建設事業費	4,651	3,309	2,471	2,018	1,451	1,910	2,577	2,539	3,461	1,338	1,200	1,150	1,100	1,100	1,100	歳出合計	18,614	17,120	15,848	15,768	15,600	16,383	17,048	17,338	17,569	17,092	15,182	14,782	14,131	14,847	13,748																																																																																
		区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																																																																																																																																	
		人件費	3,588	3,574	3,489	3,478	3,235	3,167	2,874	2,992	2,813	3,019	2,903	2,835	2,792	2,769	2,668																																																																																																																																																																																																																																																																	
		扶助費	2,123	2,181	2,179	2,276	2,269	2,348	2,728	2,773	2,854	2,792	2,761	2,733	2,708	2,683	2,661																																																																																																																																																																																																																																																																	
		公債費	2,680	2,616	2,494	2,759	2,696	2,607	2,370	2,436	2,476	2,587	2,784	2,702	2,411	2,260	2,304																																																																																																																																																																																																																																																																	
		物件費	1,617	1,441	1,190	1,135	1,083	1,199	1,315	1,599	1,438	1,585	1,391	1,342	1,296	1,251	1,209																																																																																																																																																																																																																																																																	
		維持補修費	69	56	45	39	43	45	59	67	76	35	58	58	58	58	58																																																																																																																																																																																																																																																																	
		補助費等	2,058	2,019	2,039	2,051	2,396	2,404	2,045	1,997	2,009	2,027	1,984	1,874	1,675	1,664	1,678																																																																																																																																																																																																																																																																	
		繰出金	1,438	1,578	1,623	1,752	2,035	2,102	1,922	1,993	1,902	1,931	1,954	1,946	1,949	1,920	1,928																																																																																																																																																																																																																																																																	
		積立金	209	202	181	130	257	409	951	738	370	1,507	7	2	2	1,002	2																																																																																																																																																																																																																																																																	
		投資出資金貸付金	181	144	137	130	135	192	207	204	170	271	140	140	140	140	140																																																																																																																																																																																																																																																																	
普通建設事業費	4,651	3,309	2,471	2,018	1,451	1,910	2,577	2,539	3,461	1,338	1,200	1,150	1,100	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																			
歳出合計	18,614	17,120	15,848	15,768	15,600	16,383	17,048	17,338	17,569	17,092	15,182	14,782	14,131	14,847	13,748																																																																																																																																																																																																																																																																			
変更後（新）	【歳出】																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<table><tr><th>区分</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th></tr><tr><td>人件費</td><td>3,588</td><td>3,574</td><td>3,489</td><td>3,478</td><td>3,235</td><td>3,167</td><td>2,874</td><td>2,992</td><td>2,813</td><td>2,603</td><td>2,722</td><td>2,783</td><td>2,719</td><td>2,681</td><td>2,549</td><td>2,575</td><td>2,523</td><td>2,575</td><td>2,562</td><td>2,562</td></tr><tr><td>扶助費</td><td>2,123</td><td>2,181</td><td>2,179</td><td>2,276</td><td>2,269</td><td>2,348</td><td>2,728</td><td>2,773</td><td>2,854</td><td>2,822</td><td>3,107</td><td>2,970</td><td>2,945</td><td>3,081</td><td>3,125</td><td>3,239</td><td>3,359</td><td>3,410</td><td>3,421</td><td>3,520</td></tr><tr><td>公債費</td><td>2,680</td><td>2,616</td><td>2,494</td><td>2,759</td><td>2,696</td><td>2,607</td><td>2,370</td><td>2,436</td><td>2,476</td><td>2,512</td><td>3,825</td><td>2,625</td><td>2,543</td><td>2,492</td><td>2,522</td><td>2,295</td><td>2,399</td><td>2,548</td><td>2,605</td><td>2,476</td></tr><tr><td>物件費</td><td>1,617</td><td>1,441</td><td>1,190</td><td>1,135</td><td>1,083</td><td>1,199</td><td>1,315</td><td>1,600</td><td>1,438</td><td>1,533</td><td>1,475</td><td>1,399</td><td>1,672</td><td>1,622</td><td>1,748</td><td>1,883</td><td>2,054</td><td>2,183</td><td>2,327</td><td>2,483</td></tr><tr><td>維持補修費</td><td>69</td><td>56</td><td>45</td><td>39</td><td>43</td><td>45</td><td>59</td><td>67</td><td>76</td><td>47</td><td>66</td><td>66</td><td>81</td><td>93</td><td>80</td><td>85</td><td>86</td><td>83</td><td>85</td><td>84</td></tr><tr><td>補助費等</td><td>2,058</td><td>2,019</td><td>2,039</td><td>2,051</td><td>2,396</td><td>2,404</td><td>2,045</td><td>1,996</td><td>2,009</td><td>2,626</td><td>2,280</td><td>2,588</td><td>2,528</td><td>2,551</td><td>2,440</td><td>2,440</td><td>2,440</td><td>2,440</td><td>2,440</td><td>2,440</td></tr><tr><td>繰出金</td><td>1,438</td><td>1,578</td><td>1,623</td><td>1,752</td><td>2,035</td><td>2,102</td><td>1,922</td><td>1,993</td><td>1,902</td><td>1,951</td><td>2,031</td><td>2,080</td><td>1,982</td><td>1,761</td><td>1,725</td><td>1,754</td><td>1,760</td><td>1,768</td><td>1,776</td><td>1,785</td></tr><tr><td>積立金</td><td>209</td><td>202</td><td>181</td><td>130</td><td>257</td><td>409</td><td>951</td><td>738</td><td>370</td><td>1,516</td><td>823</td><td>780</td><td>2,052</td><td>870</td><td>727</td><td>1,147</td><td>643</td><td>663</td><td>558</td><td>523</td></tr><tr><td>投資出資金貸付金</td><td>181</td><td>144</td><td>137</td><td>130</td><td>135</td><td>192</td><td>207</td><td>204</td><td>170</td><td>362</td><td>197</td><td>320</td><td>791</td><td>177</td><td>172</td><td>181</td><td>168</td><td>99</td><td>113</td><td>87</td></tr><tr><td>普通建設事業費</td><td>4,383</td><td>3,067</td><td>2,342</td><td>2,005</td><td>1,372</td><td>1,853</td><td>2,550</td><td>2,443</td><td>3,284</td><td>1,993</td><td>2,102</td><td>1,067</td><td>1,321</td><td>1,765</td><td>3,844</td><td>4,391</td><td>2,670</td><td>2,140</td><td>1,571</td><td>1,844</td></tr><tr><td>災害復旧事業費</td><td>268</td><td>242</td><td>129</td><td>13</td><td>79</td><td>57</td><td>27</td><td>96</td><td>177</td><td>54</td><td>47</td><td>250</td><td>232</td><td>106</td><td>50</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>18,614</td><td>17,120</td><td>15,848</td><td>15,768</td><td>15,600</td><td>16,383</td><td>17,048</td><td>17,338</td><td>17,569</td><td>18,019</td><td>18,675</td><td>16,928</td><td>18,866</td><td>17,199</td><td>18,982</td><td>19,990</td><td>18,102</td><td>17,909</td><td>17,458</td><td>17,804</td></tr></table>	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	人件費	3,588	3,574	3,489	3,478	3,235	3,167	2,874	2,992	2,813	2,603	2,722	2,783	2,719	2,681	2,549	2,575	2,523	2,575	2,562	2,562	扶助費	2,123	2,181	2,179	2,276	2,269	2,348	2,728	2,773	2,854	2,822	3,107	2,970	2,945	3,081	3,125	3,239	3,359	3,410	3,421	3,520	公債費	2,680	2,616	2,494	2,759	2,696	2,607	2,370	2,436	2,476	2,512	3,825	2,625	2,543	2,492	2,522	2,295	2,399	2,548	2,605	2,476	物件費	1,617	1,441	1,190	1,135	1,083	1,199	1,315	1,600	1,438	1,533	1,475	1,399	1,672	1,622	1,748	1,883	2,054	2,183	2,327	2,483	維持補修費	69	56	45	39	43	45	59	67	76	47	66	66	81	93	80	85	86	83	85	84	補助費等	2,058	2,019	2,039	2,051	2,396	2,404	2,045	1,996	2,009	2,626	2,280	2,588	2,528	2,551	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	繰出金	1,438	1,578	1,623	1,752	2,035	2,102	1,922	1,993	1,902	1,951	2,031	2,080	1,982	1,761	1,725	1,754	1,760	1,768	1,776	1,785	積立金	209	202	181	130	257	409	951	738	370	1,516	823	780	2,052	870	727	1,147	643	663	558	523	投資出資金貸付金	181	144	137	130	135	192	207	204	170	362	197	320	791	177	172	181	168	99	113	87	普通建設事業費	4,383	3,067	2,342	2,005	1,372	1,853	2,550	2,443	3,284	1,993	2,102	1,067	1,321	1,765	3,844	4,391	2,670	2,140	1,571	1,844	災害復旧事業費	268	242	129	13	79	57	27	96	177	54	47	250	232	106	50	0	0	0	0	0	歳出合計	18,614	17,120	15,848	15,768	15,600	16,383	17,048	17,338	17,569	18,019	18,675	16,928	18,866	17,199	18,982	19,990	18,102	17,909	17,458	17,804
	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																																																																																																																																																																																																																													
	人件費	3,588	3,574	3,489	3,478	3,235	3,167	2,874	2,992	2,813	2,603	2,722	2,783	2,719	2,681	2,549	2,575	2,523	2,575	2,562	2,562																																																																																																																																																																																																																																																													
	扶助費	2,123	2,181	2,179	2,276	2,269	2,348	2,728	2,773	2,854	2,822	3,107	2,970	2,945	3,081	3,125	3,239	3,359	3,410	3,421	3,520																																																																																																																																																																																																																																																													
	公債費	2,680	2,616	2,494	2,759	2,696	2,607	2,370	2,436	2,476	2,512	3,825	2,625	2,543	2,492	2,522	2,295	2,399	2,548	2,605	2,476																																																																																																																																																																																																																																																													
	物件費	1,617	1,441	1,190	1,135	1,083	1,199	1,315	1,600	1,438	1,533	1,475	1,399	1,672	1,622	1,748	1,883	2,054	2,183	2,327	2,483																																																																																																																																																																																																																																																													
	維持補修費	69	56	45	39	43	45	59	67	76	47	66	66	81	93	80	85	86	83	85	84																																																																																																																																																																																																																																																													
	補助費等	2,058	2,019	2,039	2,051	2,396	2,404	2,045	1,996	2,009	2,626	2,280	2,588	2,528	2,551	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440																																																																																																																																																																																																																																																													
	繰出金	1,438	1,578	1,623	1,752	2,035	2,102	1,922	1,993	1,902	1,951	2,031	2,080	1,982	1,761	1,725	1,754	1,760	1,768	1,776	1,785																																																																																																																																																																																																																																																													
	積立金	209	202	181	130	257	409	951	738	370	1,516	823	780	2,052	870	727	1,147	643	663	558	523																																																																																																																																																																																																																																																													
	投資出資金貸付金	181	144	137	130	135	192	207	204	170	362	197	320	791	177	172	181	168	99	113	87																																																																																																																																																																																																																																																													
普通建設事業費	4,383	3,067	2,342	2,005	1,372	1,853	2,550	2,443	3,284	1,993	2,102	1,067	1,321	1,765	3,844	4,391	2,670	2,140	1,571	1,844																																																																																																																																																																																																																																																														
災害復旧事業費	268	242	129	13	79	57	27	96	177	54	47	250	232	106	50	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																														
歳出合計	18,614	17,120	15,848	15,768	15,600	16,383	17,048	17,338	17,569	18,019	18,675	16,928	18,866	17,199	18,982	19,990	18,102	17,909	17,458	17,804																																																																																																																																																																																																																																																														
※H29年度までは決算額、H30年度以降は過去の実績等により算定した金額。																																																																																																																																																																																																																																																																																		